第十二号イ(1)㈡中「（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下ロ及び第三十四号において同じ。）以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）」を削り、同号イ(2)㈠中「介護老人保健施設基準」を「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）」に改め、同号ロ(1)㈡中「当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数）」を削り、同号ニ(1)㈡中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分（指定居宅サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ニ(1)㈢中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数及び当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ニ(2)㈡中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ニ(3)㈡中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ホ(1)㈡中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ホ(1)㈢中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ホ(2)㈠中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ホ(2)㈡中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ヘ(1)㈡中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ヘ(1)㈢中「（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号チ(1)㈡中「（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号チ(1)㈢中「（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号チ(2)㈡中「（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員又は介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）」を削り、同号リ(2)中「（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る看護職員の数）」を削り、同号リ(3)中「（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削る。

第二十九号イ(1)ｂ中「（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第百七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）」を削り、同号イ(2)ｂ中「（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）」を削り、同号ル(1)㈡中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ル(1)㈢中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ル(2)㈡中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ル(2)㈢中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ル(3)㈠中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ル(4)㈡中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ル(5)㈡中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ル(5)㈢中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ヲ(2)中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ヲ(3)中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ワ(1)㈡中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ワ(1)㈢中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数）」を削り、同号ワ(2)㈡中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数）」を削り、同号ワ(2)㈢中「（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数）」を削る。